

KNC NETWORK NEWS

2017年1月14日 発行

気成る記事: 皇位継承、19年元日に—退位巡り政府調整—

退位の時期は18年12月31日か19年1月1日のいずれかになる見通しだ。皇太子さまの即位に備え、新たな元号の検討にも着手した。天皇が生前に退位すれば1817年の光格天皇以来になる。



(有)北野財経システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26
オリエンタル新大阪ビル707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://kncc.co.jp

謹賀新年

年頭に際し、益々のご発展をお祈り申し上げます。本年もあらゆる角度から皆様のお役に立てますよう努める所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

経営一言:「親切心やおもてなしの気持ちなど日本人が昔から持つ優しい心根を大事にしたい」

(京セラ名誉会長 稲盛 和夫氏)

—所長コメント: 今の世の中、世界中がハードの心で動いている。動・反動の法則がある以上、上がれば下がるのが世の常です。必ず均衡してきます。その報いは、やがて自分に返って来ます。今こそ、ソフトの心が必要なのではないでしょうか。—

配送中に事故、破損商品の賠償は課税対象に (収入に計上) 《税務》

交通事故の被害者やその遺族が受け取った損害賠償金には基本的に所得税が課税されませんが、商品の配送中の事故で使い物にならなくなった商品を加害者に買ってもらうケースなど、事業用資産の損害に対する補償分は課税対象になります。商品販売時の収入金額と同等の性質があるので、事業所得の収入金額になります。

また、車が店舗に衝突して損害を受けた会社が、補修期間中に別の仮店舗を賃借するために受け取った賃借料相当分も、元々必要経費に算入される金額を補填するものなので課税対象になります。

社長と社員の言い分 《経営》

親、特に父親と子は、昔から気が合わず悩む人が多いようです。この状況は現代でも変わりません。物事の捉え方は、親子の年齢差や時代の思想、社会経験等によって違うので当たり前の現象でしょう。

社長と社員(または上司と部下)の間にも似たような問題があります。例えば、社員が「社長は社員の気持ちが分からない」「社長は社員の提案する新しいことを何でも排除する」等の批判をしたりします。反対に、社長が「我社の社員は経営や仕事の厳しさが分かっていない」「社員は給料をもらう有難みを知らない」等の言葉をよく聞きます。以上はどちらの言い分が正しいのかが問題ではなく、要は相手の立場や考え方を冷静に思いやる心情が不足しているのでしょうか。社長が社員の行動や心情を知る必要があることは当然ですが、社員が社長の思いを理解しようとする努力も大切でしょう。そこで、社員から見た社長の評価が無責任な批判や悪口にならない態度はどうすれば良いのでしょうか。その一つは、社長の意見を素直に聞く姿勢です。結論だけ聞いて反発するのではなく、その根拠や理由を確認したり想像したりすることです。もう一つは、自分が思い通りにならない不満や怒りを社長のせいとせず、自分の力量や努力の不足を反省することです。

社員の保険料を会社が負担、給与課税は必要か 《税務》

社員を被保険者かつ受取人とする定期保険について、会社が特定の社員だけに限定して保険料を負担すると、社員は給与を受け取ったものとみなされて会社負担分に給与課税されます。

ただし、決まった条件に該当した社員の保険料を会社が負担するのであれば給与にはなりません。例えば運送業を営む会社が交通事故のリスクを踏まえ、1年以上勤務した役員や社員を被保険者、および受取人とする掛け捨ての定期保険契約を締結していたとします。その期間勤務している社員なら全員が保険料を負担されるので、特定の人のみを対象としているものとはならず課税されません。

なお、会社は払った保険料を「福利厚生費」として会計処理します。また、保険料の支払いは消費税の課税仕入れにはなりません。

個人の土地・建物売却の税率 《税務》

個人が不動産の譲渡で出た利益には所得税と住民税が掛かります。それぞれの税率は、売却時における土地・建物の所有期間で変わります。

所有期間が5年以下のとき(短期譲渡所得)の税率は、所得税が30.63%、住民税が9%です。5年を超えると(長期譲渡所得)の税率は、所得税が15.315%、住民税が5%となり、短期譲渡所得よりも大幅に低くなります。

不動産の所有期間の計算方法は、不動産の購入日から譲渡した日までの期間ではなく、譲渡した年の1月1日までです。これは「購入してから1月1日を何回経過したか」で計算すると分かりやすいです。平成24年5月に購入した不動産を平成29年の1月に売却するなら、5回経過しているので長期譲渡所得になります。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。